

第 93 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 4 年 1 月 28 日（金）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

昨日 1 月 27 日時点における本県の現状について、確保病床使用率は 37.1%、重症確保病床使用率は 6.7%、療養者数は 2,222 人、また、直近 1 週間の累積新規感染者数は 1,791 人となっており、療養者数及び直近 1 週間の累積新規感染者数は、国のレベル分類では 3 の基準を超えている。重症確保病床には、2 名の重症者が入院している。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

1 月 25 日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれ、国の基本的対処方針が変更になったことを受け、本県の対策一覧等において、関連の文言の一部修正を行っている。

まず、香川県まん延防止等重点措置については、資料 2-1 のとおり、これまでも、県民の皆さまに繰り返しお願いしている「不織布マスク」の着用について、国の基本的対処方針においてもマスクは「不織布を推奨」することが盛り込まれたことを受け、県の対策にも明記した。

マスク着用の主な目的は、会話や咳による飛沫の飛散や吸い込みを防ぐことであり、国によると、不織布マスクは、布製やウレタン製よりも捕集効率が高いとされているので、大切なご家族や友人、仲間に感染させることがないように、是非、不織布マスクの着用をお願いします。

なお、マスク着用について推奨しているが、体調や体質などを含め、様々な原因でマスクをつけることができない方もいらっしゃる。

このようなマスク等を着用することが困難な方がいらっしゃることは、十分ご理解いただき、決して差別的な扱いをされることのないよう、県民の皆さまには、正しい情報をもとに冷静な行動をとっていただくようお願いする。

次に、イベント等の開催に係る留意事項については、資料 2-2 のとおり、国の基本的対処方針に基づく事務連絡等が変更になったことを受け、イベント開催に係る各種様式の一部を改正する。

人数制限について、変更はないが、感染防止安全計画に対象者全員検査の項目を追記するなどしている。

### 議題3「香川県広域集団接種センターの設置・運営について」

[結果]

本県では、昨年夏に、香川県広域集団接種センターを設置し、高齢者・障害者施設等の従事者や教職員などを対象に、接種を実施した。

現在、各市町において、新型コロナウイルスワクチンのいわゆる追加接種（3回目の接種）が進められているが、追加接種においても、引き続き、県が広域集団接種センターを設置し、昨年夏に対象とした方を中心に、市町と並行して接種を行うことで、県全体の追加接種の促進を図ることとした。

接種期間については、3月22日（火）から4月11日（火）までの3週間で、1日あたり720回の接種を毎日実施し、合計約1万5千人への接種を実施したいと考えている。

接種対象者としては、昨年夏に設置した県広域集団接種センターで接種対象としていた、高齢者・障害者施設等の従事者、小・中・高等学校等の教職員、保育所、こども園等の職員、警察官、高校3年生、妊婦等を想定している。また、これに加え、希望する一般の方からの予約も、この約1万5千人の範囲内で受け付けることとしたいと考えている。

会場については、現在調整中である。

使用するワクチンの種別としては、武田／モデルナ社ワクチンを予定している。なお、ワクチンについては、国に対し、県の大規模接種会場分については別枠での配分を要望しているが、現時点では認められていない。現段階では、やむを得ず、現在計画されている、本県全体の配分量の中から調整を行うこととしたい。

なお、本日の知事会議でも、なお引き続き、別枠配分を国に対しては要望するよう、意見を申し上げた。

### 議題4「その他」

[結果]

(学校における対応について)

県立学校における対応について、部活動については、大会等への参加と自校のみの練習が実施可能とされているが、県教育委員会において対応を検討した結果、部活動に関連した感染拡大も懸念されることから、明日1月29日から2月13日の間、自校のみの練習についても、大会等への参加が決まっている部活動を除いて、実施しないこととした。

市町教育委員会にも、県立学校の対応をお知らせし、市町の実情に応じた対応を依頼する。

現在、本県においては、まん延防止等重点措置の適用により、感染防止対策の強化を図っているとおりであり、県民の皆さま、事業者の皆さま、特に、飲食店の皆さまには、長期間、これま

で以上にご負担をおかけしているが、最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を実施していくために、ご理解とご協力をお願いする。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。